| | | 日号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 八六 | 教科用図書の検定に関する件 | 一七 | 108 一 |
| 八七 | 所得税法施行令第二十八条第一項の団体を指定する件の一部を改正する件 | 二三 | 二 |
| 八八 | 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件 | 二三 | 112 三〇 |
| 八九 | 平成二十八年度学校図書館司書教諭講習実施要項 | 二七 | 118 一 |
| 九〇 | 強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件 | 二七 | 118 六 |
| 九一 | 〃 | 三一 | 120 一五 |
| | **○文部科学省、厚生労働省** | | |
| 三 | 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件 | 三一 | 五 |
| | **○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省** | | |
| 一 | 小笠原陸産貝類十四種に関する保護増殖事業計画を定める件 | 一六 | 四 |
| | **○文　化　庁** | | |
| 三六 | 重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件 | 一七 | 三 |
| 三七 | 重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を解除する件 | 二〇 | 四 |
| 三八 | 史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件 | 二四 | 二 |
| 三九 | 史跡を管理すべき法人を指定する件 | 二四 | 二 |
| 四〇 | 名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件 | 二四 | 二 |
| 四一 | 天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件 | 二四 | 二 |
| 四二 | 天然記念物及び名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件 | 二四 | 二 |
| 四三 | 著作権に関する講習会の件 | 二五 | 115 四 |
| 四四 | | 二四 | 三 |
| 四五 | | 二五 | 四 |
| | **○厚生労働省** | | |
| 二一〇 | 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件 | 六 | 四 |
| 二一一 | 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を指定する件 | 六 | 特26 一 |
| 二一二 | 熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例 | 一二 | 三 |
| 二一三 | 熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件 | 一三 | 二 |
| 二一四 | 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件 | 一七 | 三 |
| 二一五 | 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づく特別遺族年金の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件 | 一九 | 五 |
| 二一六 | 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における労働者災害補償保険法の規定に基づく年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件 | 一九 | 五 |
| 二一七 | 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件 | 二三 | 112 三〇 |
| 二一八 | 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件 | 二四 | 三 |
| 二一九 | 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件 | 二四 | 四 |
| 二二〇 | 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件 | 二四 | 四 |
| 二二一 | 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件 | 二四 | 四 |
| 二二二 | 厚生労働大臣が定める年金の一部を改正する件 | 二六 | 五 |
| 二二三 | 平成二十八年産あへんの納付期限を定めた件 | 二六 | 五 |
| 二二四 | 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件 | 二六 | 五 |
| 二二五 | 熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例の一部を改正する件 | 三〇 | 三 |
| 二二六 | 消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件 | 三一 | 五 |
| 二二七 | 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件 | 三一 | 六 |
| 二二八 | 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件 | 三一 | 六 |
| | **○農林水産省** | | |
| 一一四三 | 農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件 | 一一 | 一 |
| 一一四四 | 収穫基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件 | 一一 | 一 |